

訴状の公開につきまして

今後の公共訴訟の一助となればと願い、この度、訴状を公開させていただきました。なお、本訴状の文末注釈につきましては、近日中に公開予定の陳述書内にあります文末注釈を参照している箇所がございます。それゆえ、本訴状をお読みの方々には、ご不便をお掛けいたしますが、陳述書の公開まで暫しお待ちいただけますと幸いです。本事件と本訴訟の概要につきましては、以下をご参照ください：

<https://kiyotaka.sakura.ne.jp/Nakashima Notice 20230928 2ndRev1005.pdf>.

また、日本の公共訴訟につきましては、以下のような取り組みがあります：

<https://www.call4.jp/other.php?key=thebasics>,

私の知る限り、日本社会における公共訴訟の現状は原告側にとって非常に厳しいものがあります。本行政訴訟が日本の公共訴訟およびその関連諸活動の一助になれば、と切に願っております。

2024年2月2日

中島 清貴

はじめに

本文書は、2021年4月9日に提起された日本学術振興会を被告とする行政訴訟の訴状である。本文書内では、被告の法的瑕疵、特に、調査システムの法的脆弱性と不明確性について、原告である私と弁護団による主張が展開されている。なお、訴状の性質上、やや専門的な法律論が展開されていることに加え、我々の主張内容の理由や背景の全てを記載することが出来ない。そこで、本文書の後段に文末注釈を付け加えることで、読者の理解が深まるよう配慮した。文末注釈を読んでいただくことで、国側の調査システムの法的問題のみならず、「なぜ、私が処分性を獲りにいったのか」、「なぜ、今、和解の議論がなされているのか」について理解の助けになるのではないかと、とも期待している。

上述のように、本訴訟の直接的な被告は日本学術振興会である。しかし、私は、その監督官庁である文部科学省のみならず、全ての関係諸官庁、そしてその主体としての内閣が「潜在的な被告である」との認識を有してきた。それゆえ、弁護団と共に本訴状を準備していた当時の私に、恐怖が無かったと云えばそれは嘘になる。云うまでもなく私は「生身の人間」であり、相手は「国家システム」である。さながら蟻と象が闘うようなものであり、自らの生が吹き飛ばされ、粉碎されるのではないかと、という恐怖感が私を幾度となく襲った。また、私はアナーキズムやリバタリアニズムに情動的に共感することはあっても信奉者ではない。どちらかと云えば、「自然な郷土愛」に基づく愛国主義者である。したがって、国の行政機関を被告とする訴訟を提起すること自体への大きなためらいもあった。

しかし同時に、私は、何よりも、「法の支配」を強調するハイエクの著作と聖書を耽読する「自由主義的キリスト者」でもある。それゆえ、自らの恐怖やためらい以上に、私を本訴訟へと駆り立てたのは、「これほどまでに法的に脆弱で不明確なシステムによって日本の研究者は“処分されてきた＝狩られてきた”のか」という「怒り」であった。そして、この「怒り」が私を主意的請求において処分性の獲得へと猛進させることとなる。

本訴訟内で処分性の議論が熟していく過程にあって、私が痛感したことは、たとえ、強大な行政権力を有しているにしても、人間の行いである以上、無謬ではなく、むしろ、その強大さゆえに、そこに介在する人間の「驕慢」や「自惚れ」が、かえって大きな誤謬をもたらしてしまうことの危険性である。こうした強大な行政権力それ自体が孕む危険性

については、本訴訟の追行を通して絶えず考察してきた点でもあるが、その考察の一端は、文末の注釈に記している。なお、行政権が有する危険性や法的該当性の問題および法の支配などについては、訴訟の追行中に自らの考察を書き溜めてきた文書があることから、それらの文書も、折を見て、順次公開していきたいと考えている。

本訴訟では、文末の注釈に記したような経緯もあり、残念ながらあと一步のところ、処分性なる「敵将の首」を獲ることは叶わなかった。それゆえ、処分性の獲得については、同様の怒りや苦悩を抱いている後継の方々に託さざるをない。一方、私人と国との行政訴訟上の和解—それも私人による実質的な勝訴的和解—自体が極めて稀である(ないしは存在しない)ことから、本訴訟上の法的議論が、学術研究を含む専門的議論のみならず、マス媒体を通じた市民的議論に資することもあるだろう。こうした処分性の獲得や学術研究および市民的議論のために本訴訟に関する情報提供を希望する方は気軽に連絡していただきたい。裁判資料も含め、喜んで情報を提供する所存である。

振り返れば、国を相手に、本訴訟をここまで追行することが出来たのも、ひとえに、現弁護団の大川真朗弁護士、繁松祐行弁護士、柳本哲亨弁護士の尽力によるものである。中でも、年少の柳本弁護士は訴訟の準備段階から私に寄り添ってくださっただけでなく、弁護方針を企画し、個性的な弁護団を取りまとめてくださった。また、酒井幸弁護士とそのご友人である筒井善郎先生のお姉さまの存在も大きい。彼女たちとの出会いがなければ、弁護団の先生方との出会いもなかったのである。さらに、行政法の卓越した専門家である野呂充先生からは、訴訟追行中、貴重な助言を幾度となく与えてくださった。こうした方々との出会いがなければ、私は、法という社会科学をなす1つの体系の「深み」と「重要性」を知ることなく、「盲目の中」、自らの学究人生を歩んでいたにちがいない。最後に、筒井善郎先生には、裁判での協議中、横に居てくださると同時に、温かい励ましの言葉を掛け続けてくださった。先生が協議中、横にいてくださるだけで、どれだけ心強かったことか。これらの方々に心から御礼を述べたい。本当にありがとうございました。

2024年1月4日

中島 清貴

訴 状

令和3（2021）年4月9日

大阪地方裁判所 御中

原告代理人弁護士 大 川 真 郎

同 繁 松 祐 行

同 柳 本 哲 亨

当事者の表示 当事者目録記載のとおり

原処分取消等請求事件

訴訟物の価額 160万円（算定不能）

貼用印紙額 1万3000円

第1 請求の趣旨

(主位的請求)

- 1 被告が、原告に対し、令和2年10月2日付けで行った「令和3年(2021)年4月1日から令和13(2031)年3月31日まで科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金並びに研究資金を交付しない」との決定処分を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

(予備的請求)

- 1 原告が、被告に対し、被告が令和2年10月2日付けで行った「令和3年(2021)年4月1日から令和13(2031)年3月31日まで科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金を交付しない」との決定に基づいて科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金並びに研究資金の交付を拒否されることのない地位にあることを確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

- (1) 原告は、財政学・金融論を専門分野とする研究者であり、平成19(2007)年度は京都学園大学の准教授、平成20(2008)年度以降は甲南大学経済学部教授ないしは准教授の職にあった者である。
- (2) 被告は、独立行政法人日本学術振興会法(以下「学振法」という。)に基づき、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的として設立された独立行政法人(中期目標管理法人)である(学振法3条、3条の2)。

2 本件処分に至る経緯

(1) 被告の原告に対する基金助成金の交付等

原告は、平成26（2014）年4月5日、被告に対し、平成26年（2014）度から平成28（2016）年度までの学術研究助成基金助成金（以下「基金助成金」という。）につき、次のとおりの申請を行い（甲1）、申請内容通りの交付を受けた。

年度別・費目 別内訳	直接経費（円）				間接経費 （円）
	物品費	旅費	人件費・謝金	計	
平成26年度	1,600,000	200,000	100,000	1,900,000	570,000
平成27年度	400,000	600,000	100,000	1,100,000	330,000
平成28年度	0	500,000	100,000	600,000	180,000
合計	2,000,000	1,300,000	300,000	3,600,000	1,080,000

また、原告は、平成29（2017）年4月6日、被告に対し、平成29（2017）年度から平成32（2020）年度までの基金助成金につき、次のとおりの申請を行い（甲2）、申請内容通りの交付を受けた。

年度別・費目 別内訳	直接経費（円）				間接経費 （円）
	物品費	旅費	人件費・謝金	計	
平成29年度	600,000	500,000	300,000	1,400,000	420,000
平成30年度	200,000	400,000	300,000	900,000	270,000
平成31年度	100,000	300,000	200,000	600,000	180,000
平成32年度	100,000	300,000	200,000	600,000	180,000
合計	1,000,000	1,500,000	1,000,000	3,500,000	1,050,000

(2) 研究費にかかる根拠資料の提出

ア 原告は、被告から交付された基金助成金に関しては、支出の都度、被告に対し、甲南大学を通じて、根拠資料（領収書等）を提出していた。

また、甲南大学が交付する教員研究費（以下「教研費」という。）及び総合研究所研究費（以下「総研費」という。）に関しては、毎年度2月に支出の根拠資料（領収書等）を一括して提出していた。

イ 原告は、平成27（2015）年度以降、多忙のため、既に提出済の根拠資料（領収書等）と提出未了の根拠資料が未整理の状態になっていた。もっとも、交付された研究費（基金助成金、教研費及び総研費）はいずれも研究目的に使用すると決めていたこともあり、既に根拠資料として提出済であるか否かを十分に精査することなく、被告の基金助成金の支出根拠として既に提出した資料（領収書等）を教研費あるいは総研費の根拠資料として提出し、または、教研費あるいは総研費の支出根拠として既に提出した資料を被告の基金助成金の根拠資料として提出することがあった。

(3) 甲南大学による不正使用の調査

原告は、平成30（2018）年9月から1年間の研究休暇を取得し、甲南大学から給与の支給を受けつつ、同年9月から平成31（2019）年2月までは日本銀行金融研究所の客員研究員として東京に滞在し、同年3月からはコロンビア大学・経営大学院の客員研究員としてニューヨークに滞在していたところ、同年6月、甲南大学より、研究費について重複申請があるとの連絡を受け、急遽一時帰国し、以後、令和2（2020）年6月まで甲南大学の聴き取り調査等に複数回応じた。

前記のとおり、原告が意図して行ったものではなかったが、原告が基金助成金に関して提出済の根拠資料を教研費あるいは総研費の根拠資料として、あるいは教研費あるいは総研費に関して提出済の根拠資料を基金助成金の根拠資料

として提出したことは事実であったため、大学より指摘された研究費の不正使用（重複受領）については全面的に認めていた。

（４）私的流用の事実は無かったこと

ア もっとも、次に述べるとおり、原告において、被告から交付された基金助成金につき、自らの利益を図るための私的流用を行ったという事実は全くない。

イ 私的流用とは

研究費の「私的流用」は、一般に、研究費の不正使用の中でも、研究者自身の経済的な利益を図る目的をもって費消等が行われるものと解されている。

私的流用は不正使用の中でも悪質性の高いものとされるため、処分もより重いものとなり、被告の規程上も、不正使用に対して基金助成金を交付しない期間を定めるにあたり、私的流用に該当しない不正使用については１年～５年間とされるところ、私的流用に該当する不正使用については一律に１０年間とされている（甲１０・別表２）。

ウ 私的流用を認定するにあたっての考慮要素

研究費の不正使用があった場合における私的流用の有無は、通常、研究機関（大学等）において調査・判断されるところ、その考慮要素としては、一般に、研究費の保管状況とその用途が挙げられている。

保管状況については、研究費と研究者個人の金員・預金（私金）が分別されて管理されていれば、私的流用の消極的事情となる。ただし、研究者の生活用預金口座に不正使用と認定された研究費が入金されてはいても、そのことをもって直ちに私的流用が認定されるわけではない。このことを示す事例としては、文部科学省ホームページ内の「研究機関における不正使用事案」と題するページに掲載されている国立極地研究所教員の平成２５（２０１３）年～３０（２０１８）年度の不正使用事案で、「当該教員は、不正に受給していた金銭と給与等生活費を同じ預金口座で管理しており、当該口座から支出されたものについて

ては、その財源が不正に受領したものによるものなのか、私費によるものか判別できない状況であった。預金口座を確認したが、不正に支出された競争的資金等を使用した事実及びその使途を確認することはできず、私的流用があると結論付けることはできなかつた」とするものがある（甲3の1。以下、甲3号証各号はいずれも文部科学省ホームページからの抜粋）。

つぎに、研究費の使途については、不正使用があったと認定された研究費が、そのまま費消されずに保管されていた場合や、あるいは研究費として費消されていた場合には、私的流用を否定する事情になると解されている。

研究費が費消されずに保管されていた事例としては、前記引用した事例（甲3の1）や、広島大学・東京大学・人間文化研究機構教員の平成23（2011）年～30（2018）年度の不正使用に関し、「当該教員は、重複受領等した旅費について、研究室のロッカーに現金で保管していたほか、本人名義の銀行口座に入金し保管していたが、その銀行口座には重複受領等していた旅費を上回る金額が保管され続けており、当該教員は、重複受領等した旅費を使用することのないまま保管していたと認められることから、本事案において私的流用があったとは認められない」とするもの（甲3の2）等がある。

また、研究費として費消された事例としては、一部が費消されずに保管されていた場合との複合事例ではあるものの、京都大学教授の平成28（2016）年度の不正使用に関し、「今回不正に支出された金員については、業務に対する謝金として従事者に支払いがされていること、聞き取り調査において従事者は、受領した謝金額に相当する金員を使用せずに保管していることが判明したことから、私的流用はなかつたと判断した」とするもの（甲3の3）や、広島大学准教授の平成26（2014）年度・29（2017）年度の不正使用に関し、「架空請求により大学から振り込まれた謝金の一部については、研究室内に保管されていた領収書の記録や当該准教授の研究室の学生の証言等から、当該准教授の私費と合わせて被験者への謝礼の購入に充当したと判断した。また、未

して詳細な調査を行っていないにもかかわらず、分別管理が行われていなかったという形式的かつ薄弱な根拠をもって、事実を反する「私的流用」の認定を行ったものである。

(6) 甲南大学の処分等

甲南大学は、令和2（2020）年8月20日、原告を諭旨退職処分とした（甲6）。同処分の根拠は、原告の行った研究費の不正使用（重複受領）についてのみであり、私的流用は取り上げられていなかったこともあって、原告は、同月26日、甲南大学に対して退職届を提出した。

(7) 不正使用の認定のあった研究費の返還

原告は、令和2（2020）年8月末頃、甲南大学に対し、不正使用の認定があった研究費103万5752円全額（被告から交付された基金助成金を含む。）を返還した。

3 被告による本件処分

(1) 基金助成金の交付決定の一部取消

被告は、令和2（2020）年10月2日、原告に対する平成26（2014）年度及び平成29（2017）年度の基金助成金（基盤研究（C））の交付決定を一部取り消した（甲7、甲8）。取消理由は、「研究代表者等は、所属する研究機関の会計規程等に違反して、故意又は重過失により、同一の費用について複数の証憑書類を作成・提出し、研究機関から重複して代金を受領した。このことは、独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（平成23年規程第19号）第13条（助成金の使用制限）に違反する点で、交付決定通知書に記載の交付条件1-1（法令等の遵守）に違反するとともに、誠実に補助事業を行うように努めなかった点で交付条件

1－3（補助事業者の責務）に、研究機関に「学術研究助成基金助成金の使用について各研究機関が行うべき事務等」に従って助成金の管理を行わせなかった点で1－5（研究機関による助成金の管理等）に、助成金を直接経費の公正かつ効率的な仕様に努めなかった点で2－1（直接経費の公正かつ効率的な使用）に違反する。」とされている。

なお、前記のとおり、原告の不正使用は、基金助成金、教研費及び総研費に関して同一の根拠資料を提出することがあったというもの（重複受領）であり、「同一の費用について複数の証憑書類を作成」したという事実は無い。

取消金額は、平成26（2014）年度分が8751円（うち直接経費6732円）、平成29（2017）年度分が8268円（うち直接経費が6360円）であった。

（2）本件処分

被告は、前記基金助成金の交付決定の一部取消を前提に、同じく令和2年（2020）10月2日、原告が行う事業につき、令和3年（2021）年4月1日から令和13（2031）年3月31日まで科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金並びに研究資金を交付しないと決定を行った（甲9。以下「本件処分」という）。

なお、本件処分の理由について、決定通知書（甲9）には、「不正使用があったと認定されたことを受け」との記載はあるものの、基金助成金等を交付しない期間を10年間とすることの根拠は記載されていない。

（3）本件処分等に関する通知の到達

原告は、令和2（2020）年10月12日、甲南大学を通じ、被告が発した前記基金助成金の交付決定の一部取消、返還命令および本件処分の通知書（甲7～9）を受領した。

（4）本件処分の法的性質（処分性）

ア 法律が一定の者に当該給付の受給に関する申請権を与え、行政庁が、申請権

を有する者の申請に対し、当該申請者の受給権の存否を判断して応答するという手続を採用していると解される場合には、当該応答に係る行政庁の決定行為は、行政庁がその行為により直接に当該申請者の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているもの（行政行為）に当たる。

イ 本件処分の対象となった基金助成金（基盤研究（C））については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「適正化法」という。）が全面的に準用されており（学振法17条2項）、被告もそのことを前提に通知を行っている（甲9）。

この点、適正化法は、一定の者に当該給付の受給に関する申請権を与え（5条）、行政庁が、申請権を有する者の申請に対し、当該申請者の受給権の存否を判断して応答するという手続（6条、7条）を規定するものである。同法が適用される補助金関係につき、交付・取消・返還命令等が形式的行政行為として処分性を有することは学説上異論がなく、処分性を認める裁判例が多数存在する。したがって、被告の行う基金助成金の交付決定の取消等については、処分性が認められる。

ウ 本件処分は、適正化法を直接の根拠とするものではなく、被告の規程（甲10、平成18年規程第19号）に基づくものではあるものの、前記のとおり、適正化法を根拠とする基金助成金の交付決定の取消等を前提にしつつ、これと併せて行われるものである。

そして、その法的効果は、被告の原告に対する一方的な決定により、原告の意思に関わらず、10年間、科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の交付を受けることのできないという地位に置くというものであるところ、交付決定の取消等そのものには違法がなく、研究費等を交付しない期間を定める決定に固有の違法がある本件のような場合、研究費等を交付しない期間を定める決定（本件処分を含む。）を直接に抗告訴訟で争う機会を付与しなければ、被処分者の実効的な権利救済を図ることができない。

このような本件処分にかかる制度の建て付け及び法的効果等に鑑みれば、同処分が、直接に被処分者の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの（行政行為）に当たることは明らかである。

エ 以上のとおり、本件処分は行政行為に該当し、処分性を有する(文末注釈2)。

4 本件処分の違法性

(1) 理由不備

ア 適正化法は、補助金等の交付の決定の取消し等をするとき、その理由を示さなければならないと規定する（適正化法21条の2）。これは、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立に便宜を与える趣旨に出たものである。

イ 前記のとおり、本件処分の理由について、決定通知書（甲9）には、「不正使用があったと認定されたことを受け」との記載はあるものの、基金助成金等を交付しない期間を10年間とすることの根拠は記載されていない。同通知書（甲9）が引用する規程（甲10、平成18年規程第19号）上、交付しない期間を10年間とする「不正使用の程度」は「個人の利益を得るための私的流用」しか存在しないため、被告が「私的流用」の認定を行ったと推認することは可能であるものの、いかなる事実関係を認定し、かつ、認定した事実関係をいかなる理由付けで「私的流用」に該当するとしたのか、本件処分の決定通知書（甲9）からはなんら窺い知ることができない。

このような通知は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するものとは到底言えず、原告の被告に対する不服申立を極めて困難ならしめるものである。

ウ 以上のとおり、本件処分には理由不備の違法があり、取消を免れない。

(2) 事実誤認

ア 行政行為は正しい事実認定を前提として行われるものであり、事実誤認があ

れば、その行政行為は実体法上違法となる（最判昭和29年7月30日、最判平成18年9月14日ほか）。

イ 前記のとおり、本件処分の根拠規程（甲10、平成18年規程第19号）上、交付しない期間を10年間とする「不正使用の程度」は「個人の利益を得るための私的流用」しか存在しないため、被告は、原告の不正使用につき、私的流用があったとの認定を行ったものと推認される。

しかしながら、前記のとおり、原告は、受領した研究費を優に超える残高を常に保有していた上（甲11各号）、受領した研究費をいずれも研究目的で使用しており（甲4各号）、私的流用を行ったという事実はそもそも存在しない。

ウ したがって、原告の不正使用につき、私的流用があったことを前提とする本件処分は、事実の基礎を欠き、違法であるから取消を免れない。

（3）裁量権の逸脱濫用

ア 個別具体的な事情に照らして、不利益処分の内容が行為に比してなお重きに失すると言える場合、当該不利益処分は、社会観念上著しく妥当を欠くと認められ、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したのものとして違法と評価される。

イ 原告の不正使用の金額は、前記のとおり、平成26（2014）年度分が8751円（うち直接経費6732円）、平成29（2017）年度分が8268円（うち直接経費が6360円）とごく僅少である。このうち、被告が認定した私的流用の金額は本件処分の理由として明記されておらず、不明であるものの、仮に甲南大学の認定を被告がそのまま流用したのだとすると、被告は、原告のわずか6732円（直接経費分）の私的流用という認定のみをもって、交付しない期間を10年間とする最も重い処分を下したことになる。

しかも、前記のとおり、原告は、本件処分よりも前に、既に、甲南大学を通じて、不正使用の認定があった基金助成金全額を返還しているのであり、処分にあたってはかかる事情も考慮されるべきであった。

ウ そもそも、被告の根拠規程（甲10、平成18年規程第19号）自体が、私

的流用について補助金交付等の欠格期間を一律に10年とし、個別具体的な事情を考慮する余地そのものを排しており、社会観念上著しく妥当を欠くものと言えるところ、これを形式的に適用した本件処分は、その内容が被処分者の行為に比して重きに失し、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したのものとして違法であり、取り消されるべきである（文末注釈3）。

5 予備的請求

仮に本件処分が行政行為に該当しないとしても、前記のとおり、本件処分は事実の基礎を欠くという重大な瑕疵があり無効であるから、原告が被告に対し、本件処分に基づいて科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金並びに研究資金の交付を拒否されることのない地位にあることは明らかである（実質的当事者訴訟、行訴法4条後段）。

被告が定める「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」において、「措置の内容が不適切であるという内容の裁判所の判断が確定しない限り、措置を継続する。」とされていることからしても（甲10・21条）、本件処分を含む被告の措置が何らかの争訟の対象になることはもともと予定されていることと言える。

6 よって、本件処分は違法であるから、これを取り消すよう求める（主位的請求）。

また、仮に本件処分が行政行為に該当しないとしても、原告が、被告に対し、本件処分に基づいて科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金並びに研究資金の交付を拒否されることのない地位にあることの確認を求める（予備的請求）。

証 拠 方 法

証 拠 説 明 書 記 載 の と お り

附 属 書 類

1	申立書副本	1通
2	現在事項全部証明書	1通
3	甲号証写し	各2通
4	証拠説明書正副本	各1通
5	訴訟委任状	1通

以 上

文末注釈

- 1 甲4号証で挙げている研究費の主な用途は、研究機関の施設利用料や論文投稿料および英文校正代によって構成されている。したがって、ここでは、研究のための渡航費用や現地滞在費用である「研究旅費」は一本訴訟作成時、弁護団がそれを研究費として算入しえることを知らなかったこともあり一明示的に含めていない。不正使用が認定された2015年度から2019年度までの期間では、こうした研究旅費は約450万円に上る。つまり、ここで挙げられている約140万円の金額と合せると**約600万円の私金を私は自らの研究用途に費やしてきたことになる。**

こうした費消の事実は、調査の過程で、私が幾度となく言及してきたが、甲南大学の調査委員会(調査委員長:中井伊都子氏)によって無視され続けてきた。なお、ここで挙げた450万円の研究旅費については、後日、人証のための陳述書の作成に際し、その中(3頁)で明示的に言及している。

- 2 2021年4月の訴訟提起から2022年3月にかけて、**主位的請求**の中で、被告である日本学術振興会の措置が「**処分性を有しているか否か(つまり、行政行為であるか否か)**」という観点から被告と議論を重ねてきた。「なぜ、処分性の議論が重要なのか」、そして、私が弁護団と共に、「なぜ、処分性を獲りに行ったのか」、については、以下の**注釈3**を参照されたい。

処分性については、1年の議論を経て、2022年3月に山地修裁判長指揮の下、大阪地裁の中間判決として「**日本学術振興会の措置には処分性がある可能性がある**」との心証が開示された。そして、この心証が、主位的請求において判決で確定していれば、被告とその全ての関係省庁に極めて大きな影響を与えうるものでもあった。

しかし、4月の人事異動によって裁判長が山地氏から徳地淳氏に変わって以降、本訴訟の流れが大きく変わる。2022年10月の協議内で、突然、徳地裁判長が「何ら理由を述べることなく」、処分性の認容について否定的な心証を開示し、**予備的請求(地位確認の請求)**の中で被告との和解的解決を探るよう提案を行う。**行政訴訟内での国**

と原告私人との和解自体が極めて稀である(もしくは存在しない)ことから弁護団が徳地裁判長の提案を大きな驚きをもって受け止めていたことが鮮明に思い出される。そして以降、現在に至るまで、この徳地裁判長の提案に沿って本訴訟が展開されることとなる。

なお、余談ではあるが、本訴訟を通じて、フラッシュバックの症状に悩まされながらも、被告と処分性に関して、極めて専門性の高い、厳格な法的議論を展開していた際は、不謹慎と云われるかもしれないが、研究論文を作成しているような感もあり、非常に楽しかった。それゆえ、特に、被告側の代理人弁護士に対しては、立場上は“敵”であるものの、私的には、“好敵手”として良い印象を有していたこともここに記しておきたい。

他方、弁護団と共に、行政訴訟上の先例を調査していく過程で、「行政側に有利な技巧的の一つまり、常識に適い辛い、不自然な一判決文」を読むことも多々あった。それゆえ、行政訴訟に携わる弁護士間では、「行政訴訟には“中東の笛”が存在する」と云われている理由もよく分かった。

しかしながら、行政訴訟を取り巻くこうした司法の現況は、非常に強大な行政権力(つまり、その主体としての内閣)の暴走をも招きかねず、日本国民、日本社会にとっての「成熟の足枷」にもなりかねない。私見ではあるが、私人と行政権力(内閣)との間に「法の支配に基づく適度なパワーバランス」が存在しなければ、自由で創発的な市民社会も存在しえない。強大な行政権が「特定の」私人の意思に盲従してもならず、逆に、強大な行政権の意思に「すべての」私人が盲従してもならない。こうした盲従を防ぐための「鍵」もしくは「頼みの綱」が法の支配下で行政訴訟がより高い水準で実質的に機能していくことではないか、と想察している。この点の更なる考察および専門的な研究は、原告として行政訴訟を迫行してきた私に課せられた「宿題」であると受け止めている。

- 3 ここで、本行政訴訟内にて争点となった被告(学術振興会)側の違法行為をまとめると、(1)理由不備の違法性、(2)事実誤認の違法性、(3)(行政庁による不利益処分についての比例性の原則に反した)行政庁による裁量権の逸脱・濫用、の3つとなる。仮

に、2022年3月の中間判決に沿うように、主意的請求の中で、学術振興会の私への措置(科研費を10年間交付しない)に「処分性」が認容されていたなら、私への措置のみならず、「学術振興会の研究者に対する全措置」が「行政手続法」の制約を受け、**取消の対象**となっていた。

具体的には、私への措置を含む「私的流用との判断を受けた全措置」に対し、新たに、**(4)私的流用の定義が存在しないことによる行政手続法12条への抵触**、つまり、**処分基準の不備の違法性**が指摘され、さらには、私への措置を含む「これまでの研究者に対する全措置」に対し、行政手続法13条への抵触として、(1)の理由不備の違法性が指摘される。なお、(3)の裁量権の逸脱・濫用の違法性については、行政手続法30条への抵触から指摘される。一方、(2)の事実誤認の違法性については、甲南大学による「形式的で根拠薄弱な調査結果」を起因とする本件固有の違法性としての性格が極めて強い。

したがって、仮に、「処分性」が認容されていたなら、学術振興会による「これまでの全措置」に対し、(1)と(3)のみならず、それらの措置の中でも「私的流用との判断を受けた全措置」に対しては、(4)の違法性もが指摘されえていたことになる。私が弁護士と共に、主意的請求の中で「処分性を獲りに行った」理由はこれらの点に求められる。私を駆り立てていたのは、**処分性なる「国の法的急所一点を突く」**ことで、これまで措置を受けてきた全ての研究者が救われることがあれば、という願いであった。

他方、2021年4月以降、処分性を1年に渡って議論していた最中、「絶対に処分性だけは認めることは出来ない」とする被告の立場が幾度となく言及された背景には、ひとえに行政手続法への抵触に関わるこうした「**学術振興会の全措置への遡及性**」にあったものと推測される。それゆえ、処分性を認容した2022年3月の大阪地裁による中間判決は、学術振興会や文部科学省などの関係省庁に対し、大きなショックを与えたのではないかと推察される。そして、この3月の中間判決以降、2022年4月より、本件の調査主体である甲南大学(理事長:長坂悦敬氏,学長:中井伊都子氏)が被告の補助参加人として本行政訴訟に参加すると同時に裁判所の人事異動により本行政訴訟の指揮が山地修裁判長から徳地淳裁判長へと移行するに至る。

甲南大学が本訴訟に参加して以降は、上記**注釈2**で述べたように、徳地裁判長の提案に沿いながら、予備的請求(地位確認の請求)の中で、主に、「事実誤認の違法性」、および新たに出てきた定義不備の問題として(5)「**不正使用の定義の不明確性**」の2点を争点としながら訴訟が進展していった。なお、(5)の詳細については、**陳述書文末の注釈13**に記載をしているので、そちらを参照されたい。

こうしてさらに約1年の議論を経て実施された先日2023年6月の証人尋問終了後に、大阪地裁より、「**深刻な事実誤認があった可能性があり、私的流用があったとは判断されえない**」との心証開示がなされる。現在、この心証開示に基づき、大阪地裁の仲裁下および文部科学省など関係省庁の監督下において、国側と和解協議を行っている一より正確に、私の立場から述べるなら、国側の決済を6月以降待ち続けている一最中にある。

最後に、上で述べたような経緯の中、本行政訴訟内にて、処分性が判決として確定されることはなかった。しかし、文部科学省および全ての関係諸官庁には、どうか、山地裁判長指揮下での2022年3月の「**中間判決の重み**」を受け止めていただいた上で、上記(1)から(5)の法的問題について検討していただければ、と心より願っている。そして、この願いは、「**法の支配**」の下、私や私の共同研究者のような研究者が二度この日本社会から出てこないで欲しいという私の切なる想いに基づいている。なお、本文書の「はじめに」で記したような「怒り」はすでに私の方で昇華されていることもここに付しておきたい。

同時に、訴訟の追行の中、かつての職場であった大学、そして、かつての私の職業であった大学人の独立や自立について考察する必要に幾度も迫られた。もっとも、研究費の使用手続きを軽んじた私が偉そうに述べる資格があるとは考えていない。しかし、この認識にあって、「**厚顔無恥を承知で**」敢えて私見を述べさせていただくなら、**国家による大学の護送船団**の中、大学人による行政権力への盲従は、「**行政権力(および、その主体としての内閣)を無反省に増長**」させ、大学のみならず、ひいては社会において、独立や自立、そして「**自由の意味**」を**希薄化**させ、形骸化せしめる。教条的で独善的、もしくは、冷笑的で傍観的な、己の人間存在の可謬性と市民社会の理想から

共に遠く離れた無責任で軽虚なイメージ、言説が跳梁し、「生の尊厳」が顧みられることなく、「挑戦への気概」が「寛容」と共に社会から消え失せる。

私が客員研究員として過ごしたコロンビア大学の校訓は、「汝の光によって我等は光を見る」(詩篇36編9節)である。この校訓にて、光が「真理」を意味することは云うまでもない。どんなに、甘いと言われようが、やはり、**大学は真理を追究する場であり続けて欲しい。**

しかし、その場が大学であろうがなかろうが、真理を自らの良心において自由に追究するためには—それが純粹に学術的なものであれ、教育的なものであれ、社会福祉的なものであれ、そして何よりも、法で権力と闘うことであれ—「資金調達や日々の生活の糧を含む経済的課題」が必然的に生じうる。宗教改革前の各教会の経済的基盤は、カトリック教会による教会システムの庇護のもとにあった。このカトリック教会に反旗を翻したプロテスタント教会は自らの改革を貫徹するべく、経済的課題に直面せざるをなかった。そして、彼・彼女たちは、この経済的課題から決して逃げなかった。「恒産がなければ、恒心も存在しない」のである。それゆえ、こうした資金調達や日々の生活の糧を含む「**経済的課題それ自体**」が**真理の追究に直接的に関わる問題なのだ**、と自らに言い聞かせながら学究生活を続けていく所存である。

証拠説明書

令和3年4月9日

大阪地方裁判所 御中

原告訴訟訴訟代理人

弁護士 柳本哲亨



甲号証	標目	原本・写し	作成年月日	作成者	立証趣旨
1	平成26年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)交付申請書	写し	H26.4.5	原告	被告が原告に対して交付した平成26(2014)年度から平成28(2016)年度までの基金助成金
2	平成29年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)交付申請書	写し	H29.4.6	原告	被告が原告に対して交付した平成29(2017)年度から平成32(2020)年度までの基金助成金
3の1	文部科学省ホームページ	写し	R2.12.15	文部科学省	研究者の生活用預金口座に不正使用と認定された研究費が入金されてはいても、そのことをもって直ちに私的流用が認定されるわけではないことを示す事例
3の2	同上	写し	R1.9.13	同上	研究費の用途につき、不正使用があったと認定された研究費が、そのまま費消されずに保管さ

					れていた場合には、私的流用を否定する事情になると解されていることを示す事例
3の3	同上	写し	R2.6.29	同上	研究費の用途につき、不正使用があったと認定された研究費が、そのまま費消されずに保管されていた場合や、あるいは研究費として費消されていた場合には、私的流用を否定する事情になると解されていることを示す事例
3の4	同上	写し	R1.6.28	同上	同上
4の1	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	写し	H30.1.20	■■■■■ ■■■■■	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■
4の2	三井住友銀行顧客用ウェブサイト(SMBCダイレクト)	写し	H30.10.23	原告	原告が■■■■■ ■■■■■ ■■■■■を支払ったこと
4の3	領収書	写し	R1.8.16	■■■■■	原告の■■■■■ ■■■■■ ■■■■■支払事実
4の4	Eメール(受信者原告)	写し	R1.9.17	■■■■■	原告の■■■■■ ■■■■■ ■■■■■支払事実

4の5	Eメール(受信者原告)	写し	R1.9.21	■■■■■■■■■■	原告の■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■支払事実
4の6	Eメール(受信者原告)	写し	R2.2.6	■■■■■■■■■■	原告の■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■支払事実
4の7	Eメール(受信者原告)	写し	R2.2.8	■■■■■■■■■■	原告の■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■支払 事実
4の8	Eメール(受信者原告)	写し	R2.3.13	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	原告の■■■■■■■■■■ ■■支払事実
5	公的研究費不正使用に係る本調査委員会の認定内容に関する通知書	原本	R2.5.26	甲南大学	甲南大学が、原告に関し、私的流用にかかる詳細な調査を行っていないにもかかわらず、分別管理が行われていなかったという形式的かつ薄弱な根拠をもって、事実を反する「私的流用」の認定を行ったこと
6	懲戒処分通知書	写し	R2.8.20	甲南大学	甲南大学の原告に対する懲戒処分では、私的流用は取り上げられていなかったこと
7	通知書	写し	R2.10.2	被告	被告が原告に対する平成26(2014)年度の基金助成金(基盤研究(C))の交付決定を一

					部取り消した
8	通知書	写し	R2.10.2	被告	被告が原告に対する平成29(2017)年度の基金助成金(基盤研究(C))の交付決定を一部取り消した
9	通知書	写し	R2.10.2	被告	被告が本件処分を行ったこと
10	研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程	写し	H18.12.6	被告	本件処分の根拠規程。私的流用について補助金交付等の欠格期間を一律に10年とし、個別具体的な事情を考慮する余地そのものを排してこと等
11 の1	預金残高証明書	原本	R3.2.12	三井住友銀行	基金助成金が入金されていた原告個人名義の口座には、交付された基金助成金を優に超える残高が一貫して保管されていたこと
11 の2	預金残高証明書	原本	R3.2.12	同上	同上
11 の3	預金残高証明書	原本	R3.4.6	同上	同上
11 の4	三井住友銀行顧客用ウェブサイト(SMBCダイレクト)	写し	R3.2.23	同上	同上

以上